

令和6年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練会場施設設営及び撤去業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

緊急消防援助隊の出動体制、活動技術及び連携活動能力の向上並びに関係機関との連携強化を図り、より実践的な訓練を実施するため中部ブロックの緊急消防援助隊等が参加し、三重県内において大規模な地震が発生し甚大な被害を受けたとの想定で、合同訓練を実施するのに必要な会場施設等の設営及び撤去業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

令和6年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練会場施設設営及び撤去業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年1月15日(水)まで

(3) 業務内容

別紙「令和6年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練会場施設設営及び撤去業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)のとおり

3 契約上限額

31,405,429円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式): 1部

イ 上記アの添付書類: 1部

※添付書類(状況に応じて必要なものを提出)

・登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金

等)の事項が記載されているもの。写し可)

- ・身分証明書(個人の場合。身分証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可。)
- ・成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書(個人の場合。発行から3ヶ月以内のもの。写し可)
- ・企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)

(2) 提出期限

令和6年9月12日(木)16時00分まで

(3) 提出場所

21 連絡先に示す所属 (以下「連絡先所属」という)

(4) 提出方法

電子メール、持参、郵便又は民間事業者による信書便で送付。

なお、電子メール、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合、連絡先所属まで電話連絡をお願いします。

(5) 結果通知

資格審査結果は令和6年9月25日(水)16時00分までに原則、電子メールで通知します。

6 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月26日(木)16時00分 必着

(2) 提出先

連絡先所属

(3) 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便に限ります。

なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合、連絡先所属まで電話連絡をお願いします。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案書: 8部(正1部、写し7部)

企画提案書には、業務仕様書の内容を網羅し、以下①~⑤の内容を簡潔に記載すること。また、企画提案書は、原則として文字サイズ12ポイント以上とし、A4縦長横書きで両面印刷のうえ左辺を綴じて30頁以内で作成すること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

① 的確性

- ・仕様書の内容を具体化するための実施方法、留意点や工夫
- ・事業を効果的・効率的に実施するための工夫

② 創意・工夫

- ・各訓練施設を設営・撤去するうえで、ノウハウや知識・経験を活かした創意工夫する事項

- ・ 他事業者では実現できない又は実現困難な事項を提案する場合は、その理由
- ③ 安全性
 - ・ 訓練の安全な実施や一般見学者の安全を確保する上で留意すべき事項や工夫
 - ・ 災害現場を再現するという特殊性に考慮した事項
 - ・ 既存施設をき損させないために留意すべき事項や工夫
- ④ 体制・実績
 - ・ 具体的な人員の配置(実施責任者、担当者の役職)
 - ・ 業務スケジュールまたは工程
 - ・ 提案した内容と同様又は類似の業務を実施した実績があれば、内容・実施時期・事業名・概要(実施内容がわかる写真等も挿入すること)
- ⑤ その他
 - ・ 経済的に事業実施するための工夫
 - ・ 本企画提案をより効果的なものとする工夫
 - ・ その他アピールするポイント

(2) 見積書： 8部(正1部、写し7部)

合計額を「消費税抜き」で表記してください。

(3) 提案事業者の概要書： 8部(正1部、写し7部)

- ・ 組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、県内営業所の有無〔ある場合、住所・TEL・FAX、消防団協力事業所の認定有無を明記〕等)
- ・ パンフレットでも可

8 最優秀提案の選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する選定委員会において、次に示す審査項目に基づき審査し、最優秀提案を1件選定します。

① 的確性(12点)

- ・ 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・ 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。
- ・ 提案内容が仕様書の内容を網羅できているか。
- ・ 実施方法等が具体的で、実現性があるか。

② 創意・工夫(8点)

- ・ 提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、新規性、独自性がある等、魅力的な提案がなされているか。

③ 安全性(12点)

- ・ 災害現場を再現するという本業務の特殊性を考慮した安全な設計となっているか。
- ・ 設営の際に、施設をき損させないような取組がなされているか。

④ 体制・実績(8点)

- ・ 提案内容を実施できる実施体制が整っているか。
- ・ 業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。
- ・ 業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能

力があると判断できるか。

⑤ 経済合理性(4点)

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

⑥ 地域貢献(1点)

- ・「消防団協力事業所」に認定されているか(県内事業者が認定されている場合のみ加点)。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時

令和6年9月30日(月)午前

(2) 場所

オンライン(Zoomを予定)

(3) 実施方法

プレゼンテーションでは、提出いただいた企画提案書及び見積書の説明を15分以内で行っていただきます。なお、説明終了後に、別途、10分間の質疑応答を行います。詳細なプレゼンテーションの実施日時・方法等については、プレゼンテーションに参加するすべての者に令和6年9月27日(金)16時00分までに電子メールまたは電話で連絡します。

(4) 事前審査

提案が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案を5件選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。審査を実施した場合、その結果を、令和6年9月27日(金)16時00分までに電子メールまたは電話にて連絡します。

10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問(企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

(1) 質問の受付期限

公告の翌日から令和6年9月5日(木)16時00分まで

(2) 質問の方法

質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出

なお、質問を提出する場合、連絡先所属まで電話連絡をお願いします。

(3) 質問の提出先

連絡先所属に示す所属

(4) 質問に対する回答

受付した質問への回答は、令和6年9月10日(火)16時00分までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(5) その他

本件の条項その他に関して疑義がある場合は、連絡先所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

また、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えません。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記 11 の通知を受けた後に、以下の書類を各1部提出していただきます。

(1) 提出書類

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し。

② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し。

③ 契約実績証明書

※ 過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある場合に提出してください。

(2) 提出期限

選定結果とともに通知します。

(3) 提出場所

連絡先所属

(4) 提出方法

持参、郵送、電子メール

13 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会事務局において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き更生(再

生) 手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を示す書類をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会事務局で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

16 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 障がい等を理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供

義務)に準じ適切に対応するものとします。

20 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (2) 成果物の著作権は「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会」に帰属します。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が契約上限額を超えているとき。
 - キ 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき
 - ク その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (11) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
(三重県消防・保安課内)
事務局 西川、浅尾、大西
TEL: 059-224-2108
FAX: 059-224-3350
E-mail: shobo@pref.mie.lg.jp